

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOインターネット株式会社
代表取締役会長兼社長 熊谷正寿

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成23年3月24日（木曜日）午後7時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年3月25日（金曜日） 午後6時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール 1階「ダイヤモンドルーム」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第20期（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 利益剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役15名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 取締役の報酬額改定の件
第7号議案 当社とクリック証券株式会社との株式交換契約承認の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第22条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gmo.jp>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gmo.jp>）に掲載いたします。

事業報告

(自 平成22年1月1日)
(至 平成22年12月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の改善や緊急経済対策の効果により景気は回復しつつあるものの、雇用情勢や所得環境の改善の遅れなどから、引き続き厳しい環境が続き、本格的な景気回復には至りませんでした。

このような経済環境にもかかわらず、当社グループの属するインターネット市場におきましては、特にEC（電子商取引）市場を中心に堅調に推移いたしました。

このような事業環境において、当社を中核とするGMOインターネットグループでは、ドメイン取得、レンタルサーバー、EC支援・Web制作、セキュリティ、決済などのWebサイトの活用に必要な全てのサービスを提供するWEBインフラ・EC事業と、SEM（※1）メディアなどを提供し、Webサイトの集客を支援するインターネットメディア事業、そして、当連結会計年度よりインターネット証券事業を加えた3つの事業を展開しております。

WEBインフラ・EC事業においては高品質・低価格のサービスを中心に顧客基盤を拡大しております。また、インターネットメディア事業では、JWordやSEOなどのSEMメディアを中心に堅調に推移いたしました。

一方、インターネット産業は、Twitter、Facebookに代表されるソーシャルメディア（※2）やGrouponなどのフラッシュマーケティング（※3）サービスの急成長、iPhoneやAndroid（※4）などスマートフォン端末の急速な普及などがありました。

このような潮流を捉え、当社グループでは、法人向けサービスだけでなく、個人向けサービスを新たな成長分野と位置付け、当連結会計年度において次の取り組みを開始いたしました。

第一に、GREEやモバゲータウンなどの携帯ゲームの急激な成長を背景に、ソーシャルアプリ（※5）事業として「アプリやろうぜ！byGMO」プロジェクトを発足いたしました。

第二に、同じく急成長するスマートフォンなどの新しいデバイスの登場に対し、スマートフォン向けのアプリマーケット事業の展開を目的として、株式会社アクロディアと資本・業務提携に関する契約を締結し、同社が実施した第三者割当増資を引き受けることにより、同社を持分法適用関連会社といたしました。同社との協業により、「@GMOゲームセンター」にてAndroid向けのアプリケーション配信サービスを開始いたしております。

第三に、オンライン証券事業を営んでいるクリック証券株式会社を同社株式取

得により子会社化いたしました。同社との共同マーケティングの実施や同社証券サービス利用者に対する「GMOとくとくポイント」の付与などによる相乗効果を目的としております。

この結果、当連結会計年度の売上高は44,483百万円（前期比16.5%増）、営業利益は5,728百万円（前期比23.2%増）、経常利益は5,738百万円（前期比19.6%増）となり、当期純利益は2,209百万円（前期比63.2%増）を計上いたしました。

（事業セグメント別経営成績）

（単位：百万円）

	第 20 期	構 成 比	第 19 期	前期比増減率
売上高				
WEBインフラ・EC事業	20,371	45.8%	18,513	10.0%増
インターネットメディア事業	21,335	47.9%	20,315	5.0%増
インターネット証券事業	2,918	6.6%	—	—
そ の 他 事 業	497	1.1%	21	2,205.1%増
セグメント間取引消去	△639	△1.4%	△655	—
合 計	44,483	100.0%	38,195	16.5%増
営業利益				
WEBインフラ・EC事業	3,014	52.6%	2,648	13.8%増
インターネットメディア事業	1,900	33.2%	2,067	8.0%減
インターネット証券事業	740	12.9%	—	—
そ の 他 事 業	22	0.4%	△115	—
セグメント間取引消去	50	0.9%	49	—
合 計	5,728	100.0%	4,649	23.2%増

当連結会計年度における事業セグメント別の営業の概況は以下のとおりです。

① WEBインフラ・EC事業

WEBインフラ・EC事業では、主にドメイン取得事業、レンタルサーバー事業、EC支援・Web制作事業、セキュリティ事業、決済事業の5つの事業を展開しており、同事業における売上高は前期比10.0%増の20,371百万円、営業利益は前期比13.8%増の3,014百万円となりました。

WEBインフラ・EC事業における個別の事業の概況については、次のとおりです。

（ドメイン取得事業）

ドメイン登録・更新数が1,320千件（前期比45.9%増）、管理累計ドメイン数が前期比で40.7%増加の170万件となり、ドメインの登録・更新のシェアをさらに拡大いたしました。一方、ドメイン登録数拡大を実現すべく低価格戦略をとったため、売上高は2,274百万円（前期比1.4%増）と微増となりました。

(レンタルサーバー事業)

サーバー利用ニーズの高度化・多様化に対応するため、専用ホスティングサービス及びマネージドホスティングサービスにおいてディスク容量の増強や既存サービスの機能強化、共用ホスティングサービスにおいて、高品質・低価格のサービスの提供を推進しております。また、ソーシャルアプリプロバイダのサーバー調達のニーズに応えるべく「GMOアプリクラウド」サービスの提供を開始いたしました。

この結果、契約件数は503千件（前期比16.3%増）、売上高は9,438百万円（前期比4.8%増）となっております。

(EC支援・WEB制作事業)

ショッピングカート事業につきましてはEC（電子商取引）市場が拡大するなかで、独自のドメインのネットショップを開設する事業者が増加しており、成長を持續しております。ネットショップ事業者やネットショップのお客様に便利に利用して頂けるように機能の拡充を図っており、契約件数は4.7万件となりました。EC支援事業については、流通量のさらなる拡大を課題と認識しており、集客強化のため、ネットショップをネットワーク化・ポイントシステムの普及に注力し、EC支援の仕組みの強化を図っております。さらにYahoo!ショッピングとの連携を開始し、さらなるECの流通量増大に寄与しています。

この結果、売上高は1,909百万円（前期比3.6%増）となっております。

(セキュリティ事業)

連結子会社であるGMOグローバルサイン株式会社により運営する同事業においては、日本、米国、欧州における販売代理店の拡大等により、販売が好調に推移いたしました。また、オセアニア・東南アジア・インド等における営業拠点として、シンガポールに子会社を設立するなど、同事業の海外展開をさらに強化すると共に、同事業海外子会社の商号を「GMO GlobalSign」に統一するなど、GMOブランドの強化にも一層注力いたしました。

この結果、売上高は1,582百万円（前期比22.5%増）となっております。

(決済事業)

連結子会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社により運営する同事業においては加盟店が順調に増加し、継続課金分野が好調に推移いたしました。特に、水道料金等のクレジットカード決済の収納代行処理業務においては、東京都・福岡市・長崎市・札幌市など主要都市を中心に獲得が進むなど、公金分野の業務も拡大しております。

また、当連結会計年度においては、今後拡大が見込まれるスマートフォン市場への事業展開の一つとして、ソーシャルアプリ決済サービス株式会社を設立し、株式会社エムティーアイとの提携などにより、スマートフォン向け会員認証・決済プラットフォーム事業への進出を行っております。

この結果、売上高は3,227百万円（前期比23.8%増）となっております。

② インターネットメディア事業

インターネットメディア事業では、主にインターネットメディア・検索関連事業と広告代理事業の2つの事業を展開しており、同事業における売上高は前期比5.0%増の21,335百万円となりました。しかしながら、ソーシャルアプリ事業の立ち上げに関する費用の発生のため、営業利益は前期比8.0%減の1,900百万円となりました。

インターネットメディア事業における個別の事業の概況については、次のとおりです。

(インターネットメディア・検索関連事業)

インターネットメディア・検索関連事業のうち、日本語検索サービスのJWord、SEOなどのSEMメディアの販売については、順調に推移しました。また、JWordサービスでは、Yahoo!モバイルの検索結果にJWord登録サイトへのリンクを掲載するサービスを開始するなど、商品力の強化に努めて参りました。

この結果、インターネットメディア・検索関連事業の売上高は11,006百万円（前期比5.1%増）となっております。

(広告代理事業)

インターネット広告の中でも、特にモバイル広告が好調に推移いたしました。当連結会計年度においては、当社連結子会社であるGMOアドパートナーズ株式会社が、モバイル領域におけるアドネットワーク型広告商品の強化を目的として、携帯サイト向けのアドネットワーク型広告を開発・運営しているサノウ株式会社を全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。なお、平成23

年1月1日にGMOアドパートナーズ株式会社はサノウ株式会社を吸収合併し、一層の業務効率化を図っております。また、当社連結子会社であるGMOアドホールディングス株式会社の保有していた株式会社NIKKOの株式をGMOアドパートナーズ株式会社に譲渡し、広告代理事業におけるスケールメリット及びシナジー効果の更なる追求をいたしております。近年のクライアントにおける広告予算の縮小などの影響もありましたが、前述の施策の結果、広告代理事業の売上高は9,767百万円（前期比4.3%増）となっております。

③ インターネット証券事業

有価証券や先物オプション取引の売買等の媒介・取次、外国為替証拠金取引等を主たる事業としているクリック証券株式会社を連結子会社化したため、インターネット証券事業を新たな事業セグメントとしております。

インターネット証券事業で収益の柱となっているのは店頭における外国為替証拠金取引となりますが、ユーロ/米ドルのスプレッド（※6）を縮小するなど、商品力の強化に努めてまいりました。また、顧客満足度の更なる向上のため、Android専用の外国為替証拠金取引のアプリケーションの開発を行うなどの取り組みを行っております。なお、連結子会社化に伴いのれんが発生しておりますが、当該のれんについては5年間にわたって均等償却する方針であり、当連結会計年度末ののれんの残高は2,083百万円となっております。

この結果、インターネット証券事業の売上高は2,918百万円、営業利益は740百万円となりました。

④ その他事業

当連結会計年度後半に、割引クーポン共同購入サイト「くまポン」を立ち上げ、フラッシュマーケティング事業を開始しております。当連結会計年度においては、積極的な広告宣伝活動を行う等、知名度の向上に努めてまいりました。

また、ベンチャーキャピタル事業において、営業投資有価証券の一部売却を行ったことにより、その他事業における売上高は497百万円（前期は21百万円）、営業利益は22百万円（前期は115百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,217百万円であり、WEBインフラ・EC事業におけるソフトウェア等890百万円、インターネットメディア事業におけるソフトウェア等145百万円、インターネット証券事業におけるソフトウェア等148百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社において、平成22年10月25日開催の当社取締役会決議に基づき、平成22年10月27日に次の内容の金銭消費貸借契約を締結し、資金の借入を実行しております。

契約内容	民間金融機関の協調融資による借入金
借入金額	5,000,000千円
資金使途	クリック証券株式購入資金

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特段に記載すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況

特段に記載すべき事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

GMOホスティング&セキュリティ株式会社において、平成22年8月9日開催の同社取締役会決議に基づき、アイティーネクストホールディングス株式会社の全株式の取得を決議し、8月9日付をもって完全子会社化いたしました。

当社において、平成22年9月6日開催の取締役会決議に基づき、平成22年9月22日付で株式会社アクロディアの株式を取得いたしました。

取得株式数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数	22,000株
取得価額	655,939千円
取得後の持分比率	19.96%

当社において、平成22年9月29日開催の取締役会決議に基づき、平成22年10月29日付で、及び、平成22年11月8日開催の取締役会決議に基づき、平成22年11月17日付でクリック証券株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

取得株式数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数	5,784,000株
取得価額	5,457,610千円
取得後の持分比率	41.2% (うち、間接保有分3.2%)

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特段に記載すべき事項はありません。

2. 対処すべき課題

インターネットは、生活・ビジネスに欠かせないものと定着しているなか、昨今では、パソコン、携帯電話に加え、iPhoneやiPad、Androidなどに代表されるスマートフォンなどの新しいデバイスが次々に登場し人々のインターネット利用傾向が大きく変わろうとしています。

このような事業環境を踏まえ、GMOインターネットグループは、徹底した市場動向調査と差別化戦略により既存事業の安定成長を目指すとともに、個人向けサービスを新たな成長分野ととらえ、これら関連事業分野への取り組みを強化してまいります。

① グループ経営のシナジー効果の追求

当社グループは当社と連結子会社57社で企業集団を構成しており、経営資源の効率的運用が重要な経営課題の一つであると捉えております。

今後もグループ経営の経営効率の改善に努め、各事業間の相乗効果を追求することにより、経営資源を最大限活用していきたいと考えております。

② 個人向けサービスの拡大とマーケティングの強化

当社グループは、従来法人向けサービスを中心として事業を展開してまいりましたが、今後のインターネット業界の動向をにらみ、スマートフォン関連事業、ソーシャルアプリ関連事業などの個人向けサービスの強化を図ってまいります。従来からクリック証券も個人向けサービスとして、知名度向上を図ってまいりましたが、今後は、同社と当社グループとの共同マーケティングにより、個人向けマーケティングの強化も図ってまいります。

③ 顧客満足度の向上

今後のインターネット業界における競争激化を考えると、継続的に当社グループのサービスをご利用頂くために顧客満足度の向上は必須の経営課題であると考えております。お客様の「笑顔」「感動」を創造すべく、サービスの質の向上、お客様へのサポート体制の強化、お客様とのコミュニケーションの促進により顧客満足度の向上を全社的な課題として取り組んでまいります。

④ 技術力の強化

インターネットの技術・サービスは日々進歩しており、技術優位性をもって、先見的なサービス、コスト優位性のあるサービスを提供することが重要課題であります。当社グループにおいては、技術優位性を生み出す「技術者」は「グループの宝」として尊重し、技術者を尊敬する組織づくり、仕組みづくりに取り組んでおります。

今後も、日本を代表する総合インターネットグループとして、インターネットを楽しく豊かにし、世の中に「あると便利な企業」から、世の中に「無くてはならない企業」へ大きく飛躍するため、ナンバーワンの商品・サービスを提供し続けてまいります。

GMOインターネットグループは皆様の期待にこたえるべく、『すべての人にインターネット』を胸に、たゆまぬベンチャー精神のもと、インターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献できる企業活動を、全社総力をあげて邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ※ 1 SEM (Search Engine Marketing (サーチエンジンマーケティング)) とは、検索エンジンを広告媒体として捉え、検索エンジンから自社Webサイトへのネットユーザー誘導の最大化を図るマーケティングであります。
- ※ 2 ソーシャルメディアは、ブログやtwitterのつぶやきのような一方方向の独り言を多くの人々に伝えることができ、多数の人々がこれにレスポンスを返すことにより、参加するユーザー群の双方向的な会話へと作り替えることのできるメディア。
- ※ 3 フラッシュマーケティングとは、大幅な割引料金などの特典がついたクーポンを期間限定でオンライン販売することにより、短期間(瞬間的)で多くの集客を行う手法。
- ※ 4 Androidとは、Googleによる携帯電話向けのオペレーティングシステム(OS)で、多くの通信キャリア、端末機器メーカーが連携することによって、より柔軟で快適な携帯電話のプラットフォームやサービスの提供を図っている。
- ※ 5 ソーシャルアプリケーション(ソーシャルアプリ)とは、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)などのコミュニティをプラットフォームとし、ユーザー同士の繋がりや交流関係を機能に活かしたWebアプリケーションのこと。

※6 外国為替証拠金取引における、売りレートと買いレートとの差額。利用証券会社の手数料無料が一般的な同取引において、実質的な手数料となる金額。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	46,315	37,247	38,195	44,483
営業利益または営業損失(△)	△8,922	4,143	4,649	5,728
経常利益または経常損失(△)	△9,666	4,031	4,797	5,738
当期純利益または純損失(△)	△17,598	2,111	1,354	2,209
1株当たり当期純利益または純損失(△)(円)	△231.72	21.01	13.49	22.09
総 資 産	40,620	39,752	40,922	165,460
純 資 産	12,057	13,367	14,145	21,396
1株当たり純資産(円)	48.41	67.26	70.47	85.37

(注) 1株当たり当期純利益または純損失(△)は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第17期 平成19年12月期	第18期 平成20年12月期	第19期 平成21年12月期	第20期 平成22年12月期 (当期)
売 上 高	12,933	12,162	11,292	11,228
営 業 利 益	1,314	1,622	1,758	1,227
経 常 利 益	1,106	2,148	2,361	1,666
当期純利益または純損失(△)	△25,625	2,166	1,557	1,560
1株当たり当期純利益または純損失(△)(円)	△337.42	21.56	15.52	15.60
総 資 産	21,127	20,710	19,754	24,013
純 資 産	1,291	3,430	3,893	4,840
1株当たり純資産(円)	12.84	34.14	38.93	48.40

(注) 1株当たり当期純利益または純損失(△)は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

4. 主要な事業内容

事業区分	主要業務	主要な会社
WEBインフラ・EC事業	ドメイン取得事業	ドメイン取得サービス 当社 株式会社paperboy&co.
	レンタルサーバー事業	レンタルサーバーサービス (ホスティングサービス) 当社 GMOホスティング&セキュリティ株式会社 株式会社paperboy&co. Hosting&Security, Inc. 株式会社アット・ワイエムシー 株式会社ワダックス
	EC支援・WEB制作事業	WEB制作・運営支援サービス・システムコンサルティングサービス及びオンラインショップ構築支援コンサルティング及びASP事業 当社 GMOシステムコンサルティング株式会社 株式会社paperboy&co. GMOソリューションパートナー株式会社 GMOメイクショップ株式会社 GMOデジタルコンテンツ流通株式会社 GMOスピード翻訳株式会社
	セキュリティ事業	インターネットにおける情報セキュリティと個人や企業・組織の認証サービス GMOグローバルサイン株式会社 GlobalSign Ltd. GlobalSign NV GlobalSign, Inc.
	決済事業	クレジットカード課金サービス GMOペイメントゲートウェイ株式会社 イブシロン株式会社 ソーシャルアプリ決済サービス株式会社
	アクセス事業	インターネット接続サービス 当社
	その他事業	その他 コミュニケーションテレコム株式会社
	インターネットメディア事業	インターネットメディア・検索関連事業
広告代理事業		インターネット広告媒体等を主要広告媒体とする広告の販売 GMOアドパートナーズ株式会社 GMOモバイル株式会社 シードテクノロジー株式会社 株式会社NIKKO
その他		インターネットリサーチシステムの提供及びリサーチモニターの管理・運営、ソーシャルアプリ事業 当社 GMOリサーチ株式会社 GMOジャパンマーケットインテリジェンス株式会社

事業区分		主要業務	主要な会社
インターネット証券事業		オンライン証券取引、 外国為替証拠金取引サ ービス等の運営	クリック証券株式会社 株式会社フォレックス・トレード 株式会社シェアーズ
その他事業	ベンチャー キャピタル事業	インターネット関連企 業を中心とした未上場 会社への投融資事業	GMO VenturePartners株式会社 GMO VenturePartners投資 事業有限責任組合 プログビジネスファンド投資 事業有限責任組合
	フラッシュ マーケティング事業	インターネット上で、 商品やサービスを割引 価格や特典を付与して 販売する事業の運営	GMOくまポン株式会社

5. 主要な拠点等

本 社 東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
GMOホスティング& セキュリティ株式会社 (証券コード：3788)	910	51.4	レンタルサーバー事業
GMOペイメントゲート ウェイ株式会社 (証券コード：3769)	655	52.3	決済事業
GMOアドパートナーズ 株式会社(注) (証券コード：4784)	1,301	51.6(注1)	広告代理事業
株式会社paperboy&co. (証券コード：3633)	120	66.3(注2)	個人向けドメイン取得、 レンタルサーバー、EC支 援事業

- (注) 1. 当社子会社である、GMOアドホールディングス株式会社による間接所有であります。
2. 当社の直接所有62.6%、当社子会社であるGMOアドパートナーズ株式会社による間接所有3.8%の合算であります。

(3) 企業結合の成果

連結子会社は上記の重要な子会社を含め57社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高44,483百万円（前期比16.5%増）、営業利益5,728百万円（前期比23.2%増）、経常利益5,738百万円（前期比19.6%増）、当期純利益として2,209百万円（前期比63.2%増）を計上するにいたしました。

(4) その他

該当事項はありません。

7. 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数(名)
W E B インフラ・E C 事業	1,166 (191)
インターネットメディア事業	452 (58)
インターネット証券事業	119 (1)
その他事業	3 (2)
合計	1,740 (252)

(注) 使用人数の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員数であります。
前期末に比し、282名増加しておりますが、これは、クリック証券株式会社が新たに当社企業集団に加わったことと事業運営上の増加であります。

(2) 当社の使用人の状況

区分	使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男	256	23増	32.7	4.1
女	86	7増	31.9	4.1
合計または平均	342	30増	32.5	4.1

(注) 上記のほかに臨時従業員49名がおります。
前期末に比し、30名増加しておりますが、これは事業運営上の増加であります。

8. 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社あおぞら銀行	7,150
株式会社日本政策投資銀行	2,831
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,500
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,400

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成23年2月18日開催の取締役会において、クリック証券株式会社が行う第三者割当増資について、その総数2,800千株、払込金額合計2,632百万円について引き受けることを決議し、平成23年3月2日払込を完了しております。

II. 会社の状況

1. 株式の状況

- | | | |
|--------------|---------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 270,000,000株 |
| | 第1種優先株式 | 130,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 100,003,441株 |
| (3) 株主数 | | 23,638名 |
| (4) 大株主 | | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社熊谷正寿事務所	普通株式 34,100,000	34.1
熊谷正寿	普通株式 12,686,281	12.7
ヤフー株式会社	普通株式 5,054,152	5.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 2,366,300	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	普通株式 1,782,300	1.8
ザバンクオブニューヨークノントリーティージャスデツクアカウント	普通株式 1,093,000	1.1
メロンバンクエヌエートリーティークライアントオムニバス	普通株式 927,800	0.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	普通株式 900,200	0.9
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	普通株式 895,400	0.9
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー	普通株式 753,352	0.8

(注) 平成22年12月31日現在において、第1種優先株式の発行はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成22年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	熊谷正寿	グループ代表
専務取締役	安田昌史	グループ管理部門統括
専務取締役	西山裕之	グループ事業部門統括
専務取締役	宮崎和彦	営業本部長
常務取締役	伊藤正	事業本部長
取締役	青山満	GMOホスティング&セキュリティ株式会社 代表取締役社長
取締役	松原賢一郎	GMOソリューションパートナー株式会社 代表取締役社長
取締役	橘弘一	グループ法務部長
取締役	菅谷俊彦	グループ人事・グループ総務担当
取締役	有澤克己	グループ財務部長
取締役	新井輝洋	グループ投資戦略室長
取締役	高橋信太郎	GMOアドパートナーズ株式会社 代表取締役社長
取締役	山下浩史	システム本部長
取締役	佐藤健太郎	株式会社paperboy&co. 代表取締役社長
常勤監査役	武藤昌弘	
監査役	木下学	税理士（木下学税理士事務所所長）
監査役	岩倉正和	弁護士 （西村あさひ法律事務所パートナー弁護士）
監査役	小倉啓吾	公認会計士（小倉公認会計士事務所所長）

- (注) 1. 監査役木下学氏、監査役岩倉正和氏および監査役小倉啓吾氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役木下学氏は税理士の資格を、監査役岩倉正和氏は弁護士の資格を、また、監査役小倉啓吾氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ、法務、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成22年3月26日開催の第19期定時株主総会において、新たに佐藤健太郎氏が取締役に、岩倉正和氏が監査役に選任され、同日就任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 362,349千円

監査役 4名 17,010千円

- (注) 1. 取締役報酬限度額は年額4億円であります。(平成18年3月29日付株主総会決議)
2. 監査役報酬限度額は年額30百万円であります。(平成22年3月26日付株主総会決議)
3. 上記の報酬等の額には、社外役員報酬等の額を含んでおります。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額78百万円(取締役10名を対象)が含まれております。
5. 期末現在の人員数は、取締役14名、監査役4名であります。なお、上記支給人員との相違は、無報酬の非常勤取締役4名が存在していることによるものであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役木下学氏は、木下学税理士事務所所長を兼職しております。当社と木下学税理士事務所との間に特別の関係はありません。
- ・ 監査役岩倉正和氏は、西村あさひ法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は西村あさひ法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。
- ・ 監査役小倉啓吾氏は、小倉公認会計士事務所所長を兼職しております。当社と小倉公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	木 下 学	当期開催の取締役会32回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会9回のうち8回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	岩 倉 正 和	監査役就任(平成22年3月26日)後に開催された当期の取締役会20回のうち16回に出席し、また、同じく就任後に開催された当期の監査役会7回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	小 倉 啓 吾	当期開催の取締役会32回のうち24回に出席し、また、当期開催の監査役会9回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の額	3名	6,930千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

129,745千円

② 上記①の合計額のうち、当社及び子会社が監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額

127,245千円

③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

44,874千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により電磁的に記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとと同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理および保管を行います。この保管場所および保管期間を管理する責任者を取締役の中から選任します。

監査役およびグループ内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、「コンプライアンス要綱」、「リスクマネジメント規程」、「営業取引管理規程」ならびに各種マニュアルを定め、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社では、取締役を構成員（監査役は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするために、平成14年3月26日より、取締役の任期を1年と定め、毎年取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その職務執行の効率性を向上させております。

定例の経営会議および幹部職会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

また、従業員全てに四半期ごとの目標設定・評価制度を導入することにより、職務執行の実務レベルにおけるまで、目標達成意識を向上させることにより職務執行の効率性を図っております。

- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社では、経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会および経営会議において、全ての議題に監査役の意見を求め、適法性の確認を行っております。
- また「グループ法務部」が「コンプライアンス研修会」を開催し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。
- 万一、不正行為を発見した場合に備え、「GMOヘルプライン制度」を設け、相談・通報体制を運用しています。
- さらに、「グループ内部監査室」を設置し、業務執行、管理状況について定期的に内部監査を行っています。
- ⑤ 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社では、当社企業グループ全社の社長を含めた、幹部職会議を原則毎週開催し、当社企業グループ各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っています。
- 当社企業グループ各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会または経営会議に報告することにより、企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。
- また、「グループ法務部」がグループ各社にコンプライアンスについて指導を行い、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、グループ全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。
- さらに、「グループ内部監査室」を設置し、当社企業グループ各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在当社では、監査役がその職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のために必要な監査役スタッフを置くこととします。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社では、監査役スタッフの独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に常勤監査役の同意を得ることとします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

当社では、監査役が取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査役に報告することとしています。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査ならびにグループ内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打合わせを設けています。

また、会計監査人ならびにグループ内部監査室とも定期的に打合わせを設けています。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

- (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社であり当社株式は自由に売買できるものである以上、当社株式に対する大規模な買付行為を一概に否定するものではなく、当該買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、当社株式を保有する株主の皆様のご自由な意思によってなされるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的且つ大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社の取締役会が、これを評価・検討して取締役会としての意見を取りまとめて公表するための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないなど当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るところです。

当社グループは、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、Ⅰ. ドメイン取得、レンタルサーバー、EC支援・Web制作、セキュリティ、決済、アクセスなどの事業を主とするWEBインフラ・EC事業、及び、Ⅱ. インターネットメディア・検索関連、広告代理などの事業を主とする、イン

ターネットメディア事業、Ⅲ. インターネット証券事業を中心として、総合的なインターネットサービスを提供しており、これらの事業はそれぞれが独立したのではなく、相互に有機的に一体として機能することによって相乗効果が生じ、より高い企業価値を創造していると考えております。また、インターネット関連技術は技術革新の進歩が極めて速く、それに応じた業界標準及び顧客ニーズも急速に変化しております。したがって、当社の経営は、上記のような事業特性及びインターネットサービスに関する高度な専門知識を前提とした経営のノウハウ、並びに、技術革新に対応するための優れた技術、能力を有する従業員、有機的一体的企業結合体の中で各事業を担うグループ会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えております。このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模な買付行為を評価するに際しても、当該買付行為の買付者から提供された情報だけではなく、当社の事業特性等を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の当社の事業を理解し、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との間に築かれた関係等を理解した上で、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会といたしましては、上記のような当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は上記(1)記載の基本方針（以下、「基本方針」といいます。）の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

当社は、『すべての人にインターネット』をコーポレートフィロソフィーキャッチに、たゆまぬベンチャー精神のもと、『インターネットの文化・産業とお客様の笑顔・感動を創造し、社会と人々に貢献する』を企業理念として掲げております。

当社はこの企業理念を具現化するため、すなわち、お客様の笑顔・感動を創造するため、最高のサービスをより多くのお客様に提供することに注力いたしております。

当社グループでは、ドメイン、レンタルサーバーや決済など数多くの事業（サービス）においてナンバーワンの実績をあげており、そのお客様の多様なニーズ、特にインターネットビジネスに取り組むお客様が求める、導入から活用そして集客までを当社グループで一貫して完結できる基盤が整っております。

これらの事業を有機的に結合し、相乗効果を最大化させる取組みにより企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（以下において用いられる用語は、本事業報告に別段の定めのある場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、平成18年3月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」において定められる意味を有するものとします。）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）が行われる場合には、大規模買付ルールへの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社株主の皆様の共同の利益及び当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合につき対抗措置を発動することがあること等を定めております。

当社は、平成18年3月13日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決定し、以後毎年開催される当社定時株主総会において選任された取締役が、本対応方針を継続するか否かを決定することとなります。（なお、対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ（URL：<http://www.gmo.jp>）に掲載されている平成18年3月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」にて公表しておりますので、そちらをご参照ください。）

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

上記(2)の取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為が行われる危険性を低減させるものと考えられるため、上記(1)の基本方針に沿うものであります。

また、かかる取組みは、当社グループ全体の企業価値を向上させるための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

- ① 上記(3)の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を害するおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記(3)の取組みは、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の上記(1)の基本方針に沿うものであると考えております。
- ② 上記(3)の取組みは、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるための取組みであります。また、かかる取組みにおいては、対抗措置の発動について取締役会による恣意的な判断を防止し、その判断の合理性・公正性を担保するために、特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置を発動することを定めており、また、対抗措置を発動するに際しては、社外監査役を含む監査役の全員の賛成を得た上で、取締役全員の一致により決定することとしております。したがって、上記(3)の取組みは、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、取締役会の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	150,270,859	【流動負債】	138,211,959
現金及び預金	27,869,484	支払手形及び買掛金	1,627,483
受取手形及び売掛金	4,906,774	短期借入金	10,894,000
営業投資有価証券	658,729	1年内返済予定の長期借入金	3,913,550
証券業における預託金	67,087,000	未払金	3,491,041
証券業における信用取引資産	20,912,075	証券業における預り金	6,222,302
証券業における短期差入保証金	16,797,757	証券業における信用取引負債	18,698,688
証券業における支払差金勘定	8,629,876	証券業における受入保証金	77,254,318
繰延税金資産	811,222	証券業における受取差金勘定	954,094
その他	2,966,447	未払法人税等	1,171,462
貸倒引当金	△368,509	賞与引当金	279,042
		役員賞与引当金	201,799
【固定資産】	15,189,377	前受金	2,928,473
有形固定資産	2,557,242	預り金	8,455,548
建物及び構築物	277,220	その他	2,120,154
工具器具及び備品	905,372	【固定負債】	5,400,857
リース資産	1,370,509	長期借入金	3,407,775
その他	4,138	繰延税金負債	17,738
無形固定資産	6,698,459	その他	1,975,343
のれん	4,071,479	【特別法上の準備金】	451,384
ソフトウェア	2,436,626	金融商品取引責任準備金	451,384
その他	190,353	負債合計	144,064,200
投資その他の資産	5,933,675	(純資産の部)	
投資有価証券	1,317,469	【株主資本】	8,688,873
繰延税金資産	2,334,577	資本金	1,276,834
その他	2,479,114	利益剰余金	7,412,664
貸倒引当金	△197,485	自己株式	△625
資産合計	165,460,237	【評価・換算差額等】	△151,107
		その他有価証券評価差額金	△22,225
		繰延ヘッジ損益	△19,515
		為替換算調整勘定	△109,367
		【新株予約権】	15,296
		【少数株主持分】	12,842,973
		純資産合計	21,396,036
		負債・純資産合計	165,460,237

連結損益計算書

(自 平成22年1月1日)
(至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		44,483,998
売上総利益		19,773,607
販売費及び一般管理費		24,710,390
営業外収益		18,981,869
受取利息	29,419	5,728,521
受取配当金	69,388	
投資事業組合運用益	182,894	
受取家賃	57,140	
受取益他	26,098	
営業外費用	60,025	424,966
支持分法に よる 投資損	209,007	
株式払 手の 手数料	16,024	
その他	1,103	
	77,437	
	111,783	415,356
特別利益		5,738,131
投資有価証券売却益	41,004	
分会社取得の	788	
関係階	463	
その他	248,180	
	11,513	301,949
特別損失		
固定資産除却損	61,518	
投資有価証券売却損	55,366	
関係会社株	5,173	
減損	61,415	
金融商品取引責任準備金繰入額	186,297	
事務所移転費用	38,685	
その他	71,427	
	67,348	547,231
匿名組合損益分配額		5,492,849
税金等調整前当期純利益		△3,198
法人税、住民税及び事業税	1,930,333	5,496,048
法人税等調整額	32,273	1,962,607
少数株主利益		1,324,021
当期純利益		2,209,419

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年 1月 1日)
(至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年12月31日残高	1,276,834	5,891,618	△625	7,167,827
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△600,011		△600,011
当期純利益		2,209,419		2,209,419
連結子会社増加による利益剰余金減少高		△88,361		△88,361
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	1,521,046	—	1,521,046
平成22年12月31日残高	1,276,834	7,412,664	△625	8,688,873

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	少数株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成21年12月31日残高	△15,632	4,830	△109,512	△120,315	4,728	7,093,038	14,145,279
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△600,011
当期純利益							2,209,419
連結子会社増加による利益剰余金減少高							△88,361
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△6,592	△24,345	145	△30,792	10,568	5,749,935	5,729,711
連結会計年度中の変動額合計	△6,592	△24,345	145	△30,792	10,568	5,749,935	7,250,757
平成22年12月31日残高	△22,225	△19,515	△109,367	△151,107	15,296	12,842,973	21,396,036

貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	7,629,884	【流動負債】	14,751,956
現金及び預金	5,383,945	短期借入金	6,900,000
売掛金	972,558	1年内返済予定の長期借入金	3,831,250
商成品	8,649	リース債務	302,325
貯蔵品	11,069	未払金	1,344,156
前渡金	56,092	未払費用	22,379
前払費用	135,686	前受金	243,700
短期貸付金	829,655	預り金	1,937,018
未収還付法人税等	55,512	賞与引当金	32,534
繰延税金資産	425,376	役員賞与引当金	78,616
その他の金	186,119	その他の	59,975
貸倒引当金	△434,781	【固定負債】	4,420,822
【固定資産】	16,383,223	長期借入金	3,250,000
有形固定資産	1,175,957	長期預り保証金	194,952
建物	57,792	匿名組合出資預り金	73,119
構築物	190	リース債務	902,750
工具器具及び備品	4,439	負債合計	19,172,779
リース資産	1,113,535	(純資産の部)	
無形固定資産	114,609	【株主資本】	4,857,031
商標	1,157	資本金	1,276,834
ソフトウェア	83,288	利益剰余金	3,580,822
電話加入権	10,128	利益準備金	150,435
施設利用権	2,551	その他利益剰余金	3,430,386
リース資産	17,483	繰越利益剰余金	3,430,386
投資その他の資産	15,092,656	自己株式	△625
投資有価証券	229,187	【評価・換算差額等】	△16,703
関係会社株式	11,322,344	その他有価証券評価差額金	△1,464
出資金	0	繰延ヘッジ損益	△15,239
従業員に対する長期貸付金	3,000	純資産合計	4,840,327
関係会社長期貸付金	239,189	負債・純資産合計	24,013,107
関係会社新株予約権	14,353		
その他の関係会社有価証券	402,216		
差入保証金	359,039		
投資不動産	318,811		
繰延税金資産	2,203,514		
その他の	31,785		
貸倒引当金	△30,785		
資産合計	24,013,107		

損 益 計 算 書

(自 平成22年 1月 1日)
(至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,228,872
売 上 原 価		6,222,852
売 上 総 利 益		5,006,019
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,778,127
営 業 利 益		1,227,892
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44,618	
受 取 配 当 金	480,258	
業 務 分 担 金	101,121	
受 取 手 数 料	17,491	
受 取 家 賃 他	49,400	
そ の 他	79,828	772,719
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	200,844	
支 払 手 数 料	77,657	
そ の 他	55,890	334,393
経 常 利 益		1,666,218
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	23,473	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	39,999	63,473
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	940	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	42	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,373	
減 損 損 失	67,005	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	180,121	
そ の 他	6,824	259,308
匿名組合損益分配前税引前当期純利益		1,470,383
匿名組合損益分配額		△105,630
税 引 前 当 期 純 利 益		1,576,013
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,800	
法 人 税 等 調 整 額	12,145	15,945
当 期 純 利 益		1,560,068

株主資本等変動計算書

(自 平成22年1月1日
至 平成22年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成21年12月31日残高	1,276,834	90,434	2,530,330	2,620,765	△625	3,896,975
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△600,011	△600,011		△600,011
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て		60,001	△60,001	—		—
当 期 純 利 益			1,560,068	1,560,068		1,560,068
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	60,001	900,055	960,056	—	960,056
平成22年12月31日残高	1,276,834	150,435	3,430,386	3,580,822	△625	4,857,031

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成21年12月31日残高	△7,914	4,830	△3,083	3,893,891
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△600,011
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て				—
当 期 純 利 益				1,560,068
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	6,449	△20,069	△13,620	△13,620
事業年度中の変動額合計	6,449	△20,069	△13,620	946,436
平成22年12月31日残高	△1,464	△15,239	△16,703	4,840,327

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年2月16日

GMOインターネット株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡田 雅史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOインターネット株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOインターネット株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年 2月16日

GMOインターネット株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 孝 郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡田 雅 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOインターネット株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められ
ません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に
関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されて
いる会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであ
り、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持
を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年2月21日

GMOインターネット株式会社 監査役会

常勤監査役 武藤昌弘 ㊟

監査役 木下学 ㊟

監査役 岩倉正和 ㊟

監査役 小倉啓吾 ㊟

(注) 当社監査役木下学、岩倉正和および小倉啓吾は、会社法第2条第16号に定める社外監査役で
す。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の利益配当につきましては、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき2円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき7円となります。

当期は、株主の皆様への利益還元を最重要課題として日々営業収益の向上に励んだ結果、順調に業績を伸ばすことができました。つきましては、株主の皆様への安定的な配当と今後の積極的な事業戦略に備えた内部留保資金に充たしたいと存じます。

今後も、持続的な企業価値を創造することを念頭に株式価値の向上と株主の皆様への安定的な配当を目指してまいります。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円、総額500,009,675円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年3月28日

第2号議案 利益剰余金の額の減少及び資本金の額の増加の件

当社の財務基盤を強化することにより経営健全性の維持向上を図るため、繰越利益剰余金723,165,215円を資本金に振り替えたいと存じます。本議案は、会社法第450条第1項の規定に基づき、繰越利益剰余金の額の減少を行い、その全部を資本金に組み入れるものであります。組み入れ後の資本金の額は20億円となります。

1. 減少する利益剰余金の額

繰越利益剰余金3,430,386,127円のうち723,165,215円

2. 減少する利益剰余金の額のうち資本金へ組み入れる額

723,165,215円

3. 利益剰余金の額の減少及び資本金の額の増加が効力を生ずる日

平成23年3月25日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第54条の変更を行うものであります。
- ② 株主様にいち早く経営成果を還元できるように、四半期配当制度を導入することとし、当社定款第55条の変更を行うものであります。
- ③ 上記の変更に伴う文言の修正（第56条）を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 （下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第54条（剰余金の配当の基準日） <u>剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に支払う。</u></p>	<p>第54条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>第55条（中間配当） <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第55条（剰余金の配当の基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。</u> 2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<p>第56条（配当金の除斥期間）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省 略) 2. <u>未払の配当金および中間配当金には利息をつけない。</u> 	<p>第56条（配当金の除斥期間）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省 略) 2. 未払の配当金には利息をつけない。

第4号議案 取締役15名選任の件

当社の取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営陣の強化を図り取締役を1名増員することとし、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	熊谷正寿 (昭和38年7月17日生)	平成3年5月 株式会社ボイスメディア（現当社）代表取締役 平成11年9月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）代表取締役 平成12年4月 同社取締役（現任） 平成13年8月 株式会社アイル（現GMOホスティング&セキュリティ株式会社）代表取締役会長 平成15年3月 当社代表取締役会長兼社長 株式会社アイル（現GMOホスティング&セキュリティ株式会社）取締役会長（現任） 平成16年3月 株式会社paperboy&co. 取締役会長（現任） 平成16年12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長（現任） 平成19年3月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）取締役会長（現任） 平成20年5月 当社代表取締役会長兼社長グループ代表（現任）	普通株式 12,686,281株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	安田昌史 (昭和46年6月10日生)	平成12年4月 公認会計士登録 平成12年4月 当社入社 平成13年9月 当社経営戦略室長 平成14年3月 当社取締役経営戦略室長 平成15年3月 当社常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当 株式会社アイル(現GMOホスティング&セキュリティ株式会社)取締役就任(現任) 平成16年12月 株式会社カードコマースサービス(現GMOペイメントゲートウェイ株式会社)監査役就任(現任) 平成17年3月 当社専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当 株式会社paperboy&co. 監査役就任(現任) 平成20年3月 株式会社まぐクリック(現GMOアドパートナーズ株式会社)取締役就任(現任) 平成20年5月 当社専務取締役グループ管理部門統括(現任)	普通株式 23,000株
3	西山裕之 (昭和39年8月14日生)	平成11年9月 株式会社まぐクリック(現GMOアドパートナーズ株式会社)入社 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成13年3月 当社取締役 平成15年3月 当社常務取締役グループメディア営業担当 平成18年3月 株式会社まぐクリック(現GMOアドパートナーズ株式会社)取締役会長 平成19年3月 当社専務取締役 平成20年5月 当社専務取締役グループ事業部門統括(現任)	普通株式 62,900株
4	宮崎和彦 (昭和46年1月28日生)	平成11年2月 当社入社 コンシューマー第2事業本部長 平成14年4月 当社社長室長 平成16年8月 株式会社テレコムオンライン代表取締役社長 平成16年9月 当社営業統括本部長 平成18年1月 当社メディア営業統括本部長 平成18年3月 当社常務取締役メディア営業統括本部長 平成20年6月 当社常務取締役営業部門統括 平成21年1月 当社常務取締役営業本部長 平成21年3月 当社専務取締役営業本部長(現任)	普通株式 31,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	伊藤 正 (昭和49年3月12日生)	平成9年10月 当社入社 平成13年12月 当社OEM事業本部長 平成16年3月 当社取締役ビジネスパートナーカンパニープレジデント 平成16年9月 当社取締役ビジネスパートナー統括本部長 平成18年8月 当社取締役グループ営業推進統括本部長 平成20年4月 当社常務取締役グループ営業推進統括本部長 平成21年1月 当社常務取締役事業本部長（現任）	普通株式 68,100株
6	青山 満 (昭和42年2月8日生)	平成7年9月 有限会社アイル（現GMOホスティング&セキュリティ株式会社）入社 平成9年5月 同社代表取締役社長（現任） 平成15年3月 当社取締役（現任）	—
7	松原 賢一郎 (昭和47年2月12日生)	平成9年3月 株式会社第一通信（GMOコミュニケーションズ株式会社）代表取締役社長 平成15年3月 当社取締役 平成17年3月 当社常務取締役 平成18年1月 当社常務取締役法人営業統括本部長 平成19年3月 GMOソリューションパートナー株式会社代表取締役社長（現任） 平成20年4月 当社取締役（現任）	普通株式 108,600株
8	橘 弘一 (昭和45年2月24日生)	平成12年6月 当社入社 平成13年12月 当社監理監査室長 平成15年3月 当社取締役グループ法務監査室長 平成16年3月 当社取締役グループ法務戦略室長 平成21年1月 当社取締役グループ法務部長（現任）	普通株式 7,800株
9	菅谷 俊彦 (昭和43年7月19日生)	平成12年1月 当社入社 平成13年7月 当社総務本部長 平成15年3月 当社グループ総務本部長 平成16年3月 当社取締役グループ総務本部長 平成17年6月 当社取締役グループ総務本部長兼グループ人事担当 平成19年2月 当社取締役グループ人事・グループ総務担当（現任）	普通株式 7,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
10	有 澤 克 己 (昭和48年12月21日生)	平成11年5月 当社入社 平成13年7月 当社経営戦略室マネージャー 平成13年9月 税理士登録 平成15年3月 当社グループ経営戦略室長 平成16年4月 当社グループ経営戦略本部長 平成17年3月 当社取締役グループ経営戦略本部長 平成20年5月 当社取締役グループ財務本部長 平成21年1月 当社取締役グループ財務部長 (現任)	普通株式 18,900株
11	新 井 輝 洋 (昭和48年2月27日生)	平成11年12月 当社入社 平成13年4月 当社経営戦略室マネージャー 平成13年7月 当社退社 平成13年7月 新井会計事務所開業 平成15年12月 当社入社 平成16年4月 当社グループ投資戦略室長 平成17年3月 当社取締役グループ投資戦略室長 (現任) 平成22年12月 公認会計士登録	普通株式 7,600株
12	高 橋 信 太 郎 (昭和40年1月8日生)	平成13年10月 株式会社まぐクリック (現GMOアドパートナーズ株式会社) 入社 同社事業開発チームマネージャー 同社取締役 平成14年3月 同社取締役事業本部長 平成14年7月 同社取締役事業本部長 平成15年1月 同社取締役営業本部長 平成18年3月 株式会社まぐクリック (現GMOアドパートナーズ株式会社) 代表取締役社長 (現任) 平成20年3月 当社取締役 (現任)	普通株式 600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
13	山下 浩史 (昭和37年7月1日生)	昭和60年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成14年2月 同社金融ソリューション・サービス開発部長 平成19年4月 当社入社 グループシステム支援室室長代理 平成20年4月 当社グループシステム支援室室長 平成21年1月 当社システム本部長 平成21年3月 当社取締役システム本部長（現任） 平成22年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役就任（現任）	普通株式 4,400株
14	佐藤 健太郎 (昭和56年1月10日生)	平成15年1月 有限会社paperboy&co.（現株式会社paperboy&co.）入社 平成17年1月 同社社長室長 平成18年2月 同社取締役経営企画室長 平成19年3月 同社取締役副社長経営企画室長 平成20年3月 同社代表取締役副社長経営企画室長 平成21年3月 同社代表取締役社長（現任） 平成22年3月 当社取締役（現任）	—
15	堀内 敏明 (昭和46年3月27日生)	平成14年7月 GMOメディア株式会社入社 平成15年3月 GMOメディア株式会社取締役システム本部長 平成20年3月 当社入社 次世代システム研究室長（現任）	—

- (注) 1. 取締役候補者青山満氏は、GMOホスティング&セキュリティ株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。
2. 取締役候補者松原賢一郎氏は、GMOソリューションパートナー株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。
3. 取締役候補者高橋信太郎氏は、GMOアドパートナーズ株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。
4. 取締役候補者佐藤健太郎氏は、株式会社paperboy&co.の代表取締役社長であり、同社と当社との間に営業上の取引関係があります。
5. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
6. 各候補者は、平成18年3月より採用されている当社株式の大規模買付行為に関する対応方針に賛成しております。かかる対応方針の概略につきましては、招集ご通知20頁から23頁に記載の「6. 株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役木下学氏および小倉啓吾氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、候補者はいずれも社外監査役候補者であります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	木 下 学 (昭和23年12月14日生)	昭和42年4月 東京国税局入局 (大蔵事務官) 昭和51年7月 国税調査官 昭和60年7月 上席国税調査官 平成元年7月 東京国税局主査 平成4年7月 統括国税調査官 平成5年8月 税理士登録 平成9年3月 当社監査役 (現任)	普通株式 19,200株
2	小 倉 啓 吾 (昭和46年7月19日生)	平成8年10月 センチュリー監査法人 (現新日本 有限責任監査法人) 入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成13年1月 株式会社パートナーズコンサルテ ィング入社 平成14年9月 小倉公認会計士事務所設立 同事務所所長 (現任) 平成16年3月 当社監査役 (現任)	普通株式 4,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者を社外監査役候補者とした理由は、両氏が税務、会計としての専門的見地から企業経営に関して高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。
3. 木下学氏及び小倉啓吾氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結のときをもって、それぞれ14年及び7年であります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年3月29日開催の定時株主総会において、年額4億円以内としてご承認いただき、現在に至っておりますが、今般の取締役員数の増加及びその他諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額5億円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は14名ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと15名となります。

第7号議案 当社とクリック証券株式会社との株式交換契約承認の件

1. 株式交換を行う理由

当社を中核とするGMOインターネットグループ（以下「当社グループ」といいます。）は、法人向けサービスを中心に、ドメイン取得、レンタルサーバー、セキュリティ、決済などの、ホームページやWebサイトを活用するために必要な全てのサービスを提供する「WEBインフラ・EC事業」と、インターネットメディア・検索関連広告などを提供し、ホームページやWebサイトの集客を支援する「インターネットメディア事業」の2つの事業を展開しています。

このように、インターネットの情報（Webサイト・コンテンツ）を増やし、広めるためのインフラを提供する他に類を見ないインターネット事業者として、国内の228万のお客様に、ご利用いただいております。

そして、盤石な顧客基盤を構築した法人向けサービスやPC向けサービスの実績を活かし、ECポイントサービス、ソーシャルアプリ・ゲーム関連、Androidなどのスマートフォン向けアプリマーケット事業などの個人向けのサービスを重点成長分野として、関連事業分野の拡大に取り組んでおります。

こうしたなか、個人向けサービスの事業分野の拡充を図るため、一般投資家に対して有価証券取引や外国為替証拠金取引サービスをオンラインで提供するクリック証券株式会社（以下、「クリック証券」）の株式を取得し、平成22年10月29日に同社を連結子会社化しました。

当社が、クリック証券を連結子会社化した目的は、当社グループの知名度向上、及びECショップポイント「GMOとくとくポイント」の拡充に寄与し、また、これらを通じて当社グループの企業価値の更なる向上に資するものと考えております。

当社グループの知名度向上に関しましては、個人向けサービス事業分野においては、ブランド力や個人消費者の間における知名度が重要となりますが、クリック証券は、これまで、ブランド力や知名度を高め、これにより顧客の維持や獲得を図ることを目的として、テレビCM、スポンサーなど、メディアを通じた数多くの広告宣伝、及び、会社名や提供するサービスの認知度の向上のための広報活動に注力しています。個人消費者に知名度の高いクリック証券のブランドを活用した当社グループとの共同のマーケティングを行うことにより、当社グループやサービスの知名度の向上ができるものと考えています。

また、ECショップポイント「GMOとくとくポイント」の拡充に関しましては、クリック証券が有する顧客基盤へのポイント付与や、当社グループのインターネットメディア利用者向けに、証券口座開設の際、ポイントプレゼントなどのキャンペーンを行うことにより、クリック証券の口座数及びポイント発行の拡大、並びに、ポイント流通量の早期拡大が見込まれます。このように、クリック証券を連結子会社化することにより、当社グループの企業価値の更なる向上が実現できるものと判断いたしました。

そして、クリック証券の今後の経営方針について、同社及び同社の他の株主と協議を重ねた結果、当社が、クリック証券を完全子会社化し、迅速な意思決定及び柔軟かつ効率的な経営施策の実行を図ることにより、当社及びクリック証券の収益基盤の更なる向上及び企業価値の最大化を実現することができると判断し、当社とクリック証券との間で、当社を株式交換完全親会社とし、クリック証券を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結することとしました。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社及びクリック証券株式会社が平成23年2月21日付で締結した本株式交換契約書の内容につきましては、参考書類別紙1「株式交換契約書（写）」（49頁から51頁まで）に記載のとおりであります。

3. 会社法施行規則第193条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの場合の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

① 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

ア 株式交換に係る割当ての内容

	GMOインターネット株式会社 (株式交換完全親会社)	クリック証券株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.99

(注) 1. 株式の割当比率

クリック証券の普通株式1株に対し、当社の普通株式1.99株を割当交付します。ただし、当社が保有しているクリック証券の株式については、本株式交換による株式の割当交付は行いません。

2. 本株式交換により交付する当社の株式数

普通株式17,803,336株

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がクリック証券の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、基準時といいます。）のクリック証券の株主名簿に記載又は記録されている株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その有するクリック証券の普通株式1株当たり、当社の普通株式1.99を割り当て交付します。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を取引所市場において売却することはできませんが、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し所有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

イ 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

i 算定の基礎及び経緯

本件株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社とクリック証券がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）を、クリック証券は株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング（以下「エイ・ジー・エス・コンサルティング」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する

それぞれの第三者算定機関として選定しました。

大和総研は、当社の普通株式については、東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在すること、及び、買占め等の特殊な市場要因は存在せず、かつ、株価の合理的形成に必要な取引量が継続していると判断することができることから、市場株価法を採用して分析が行われました。なお、市場株価法による算定においては、株式交換比率算定書提出日直前の営業日（平成23年2月10日）までを評価日とし、評価日までの直近1か月間及び3か月間の終値平均及び出来高加重平均価格が算定の基礎とされております。また、クリック証券の普通株式については、将来の事業の成長を評価に反映するため、収益還元法を採用して分析が行われました。

その結果、大和総研は、クリック証券の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株式数を、1.83株～2.69株と算定し、平成23年2月14日に株式交換比率算定書を受領しました。

クリック証券の普通株式についての算定方式	株式交換比率の算定レンジ
収益還元法	1.83～2.69

エイ・ジー・エス・コンサルティングは、当社の普通株式については、東京証券取引所に上場していることから、市場株価法を採用して分析が行われました。なお、市場株価法による算定においては、平成23年2月10日を算定基準日とし、算定基準日までの直近1か月間、3か月間、6か月間、ならびに、当社の「平成22年12月期 決算短信」及び「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」が公表された平成23年2月8日の翌営業日以降算定基準日までの期間の終値単純平均株価が算定の基礎とされております。また、クリック証券の普通株式については、同社が未上場企業でありその普通株式について市場株価が存在しないことから、市場株価法に代替する方法として類似公開企業比較法を採用し、更に、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して分析が行われました。なお、DCF法による算定において前提とされたクリック証券の将来の利益計画についての大幅な増減益は見込まれておりません。

各算定方式に基づくクリック証券の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株式数の算定結果は以下のとおりです。

クリック証券の普通株式についての算定方式	株式交換比率の算定レンジ
類似公開企業比較法	1.75～3.60
DCF法	1.96～2.84

当社及びクリック証券は、上記第三者算定機関から提出された株式交換比率及びこれらの算定についての専門家としての分析結果および助言を慎重に検討し、かつ、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記(1)①アの株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会において、本件株式交換における株式交換比率を決定し、平成23年2月18日、両社間で株式交換契約を締結しました。

なお、上記(1)①アの株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とクリック証券との協議により変更されることがあります。

ii 算定機関との関係

大和総研及びエイ・ジー・エス・コンサルティングはいずれも、当社及びクリック証券から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して重要な利害関係を有しません。

iii 公正性を担保するための措置

本件株式交換の検討にあたっては、当社がクリック証券の株式を9,064,000株（議決権の50.3%）保有していることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社はそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しました。

当社は、第三者算定機関である大和総研に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてクリック証券との間で交渉・協議を行い、その結果上記(1)①アの株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成23年2月18日開催の取締役会において決定しました。なお、大和総研が提出した株式交換比率の算定結果は、本件株式交換における株式交換比率の公正性について意見（いわゆる「フェアネ

ス・オピニオン」)を表明するものではありません。

クリック証券は、第三者算定機関であるエイ・ジー・エス・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、その結果上記(1)①アの株式交換比率により本件株式交換を行うことを、平成23年2月18日開催の取締役会において決定しました。なお、エイ・ジー・エス・コンサルティングが提出した株式交換比率の算定結果は、本件株式交換における株式交換比率の公正性について意見(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を表明するものではありません。

iv 利益相反を回避するための措置

当社代表取締役熊谷正寿は、クリック証券の株式2,687,000株(議決権の14.9%)を保有しており、利益相反回避の観点から、当社取締役会における本件株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、クリック証券の立場で当社との本件株式交換についての協議及び交渉にも参加しておらず、かつ、本件株式交換につき何らの意見表明もしておりません。

- ② 当社の資本金及び準備金の額に関する事項の定め相当性に関する事項
本株式交換により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の各金額は、以下のとおりとします。

ア 資本金 資本金の額は増加しないものとします。

イ 資本準備金 法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額とします。

ウ 利益準備金 利益準備金の額は増加しないものとします。

以上の資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- (2) 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)

該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社であるクリック証券株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、参考書類別紙2「クリック証券株式会社の計算書類等」（52頁から79頁まで）に記載のとおりであります。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日（2以上の臨時決算日がある場合にあっては、もっとも遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた時は、その内容

クリック証券株式会社は、平成23年2月18日付取締役会決議に基づき、1株あたりの払込金額を940円、発行株数を2,800千株、払込金額の総額を2,632百万円（この全てについて、当社が割当先となっております）、払込期日を平成23年3月2日とする募集株式の第三者割当増資を実施しております。

(4) 株式交換完全親株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた時はその内容

当社は、平成23年2月18日開催の取締役会において、クリック証券株式会社が行う第三者割当増資について、その総数2,800千株、払込金額合計2,632百万円について引き受けることを決議し、平成23年3月2日払込を完了しております。

以 上

(参考書類別紙 1)

株式交換契約書(写)

GMOインターネット株式会社(以下「甲」という。)とクリック証券株式会社(以下「乙」という。)は、平成23年2月18日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(株式交換)

第1条 甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式(ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得するものとする。

(商号および住所)

第2条 甲および乙の商号および住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
商号：GMOインターネット株式会社
住所：東京都渋谷区桜丘町26番1号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
商号：クリック証券株式会社
住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号

(本株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項)

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(甲を除く。以下同じ。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に1.99を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.99株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定にかかわらず、甲が前二項に従って基準時における乙の株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

第4条 本株式交換により増加すべき甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金
資本金の額は増加しないものとする。
- (2) 資本準備金
会社計算規則第39条に従い甲が別途定める金額とする。
- (3) 利益準備金
利益準備金の額は増加しないものとする。

(本株式交換の効力発生日)

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成23年3月31日とする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

(株式交換契約承認株主総会)

第6条 甲および乙は、甲の平成23年3月25日に開催予定の定時株主総会および乙の同日開催予定の臨時株主総会(あわせて以下「本承認株主総会」という。)において、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、予め甲乙協議し合意の上、この開催日を変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行および財産の管理、運営を行ない、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行なおうとする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行なう。

2. 乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行なわない。

(本株式交換の条件の変更および本契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲もしくは乙それぞれの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本株式交換の実行に重大な支障となる事態（乙またはその子会社が関係官庁から重大な行政処分を受けた場合を含む。）（ただし、本契約に従って本株式交換を行なうことが甲または乙の取締役としての善管注意義務に違反するおそれがあると甲または乙の取締役会が合理的に判断するものに限る。）が生じた場合は、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める本承認株主総会の承認または本株式交換のために必要となる法令に定める関係官庁の許認可等が得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲および乙が別途協議し合意の上、これを定める。

(準拠法および管轄)

第11条 本契約は日本法に準拠し、日本法に従い解釈される。本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結の証として、本書二通を作成し、甲および乙記名押印のうえ、各一通を保有するものとする。

平成23年2月18日

東京都渋谷区桜丘町26番1号

甲 GMOインターネット株式会社
代表取締役 熊谷正寿 ㊟

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号

乙 クリック証券株式会社
代表取締役 高島秀行 ㊟

事業報告

平成21年4月1日から

平成22年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、世界的な金融市場の混乱が平静を取り戻すとともに、我が国の実体経済についても、海外経済の改善や政府の各種施策等もあり、景気の底入れから回復の過程に入りつつありました。

株式市場では、期初は、日経平均株価は8,000円台前半で取引を開始しましたが、金融不安の緩和や国内景気の先取りの動きから6月中旬までは上昇基調で推移いたしました。以降は、為替相場や日銀の金融緩和姿勢、金融機関ならびに大手企業の大型増資などを材料として、株価は9,000～10,500円のレンジで推移しておりましたが、為替相場が円安傾向へ推移したこともあり、企業業績の回復期待が高まる中で株価が上昇した結果、当連結会計年度末における終値は11,089円94銭となりました。

外国為替市場では、期初は1ドル＝98円台で取引が開始され、金融不安の後退等により、4月には一時は1ドル＝101円台まで下落しました。その後は、米国の自動車メーカーの破綻や雇用統計の悪化などにより、円高傾向で推移しており、特に11月末における「ドバイショック」では、1ドル＝84円台に入るまで円高が進行しました。以降は、米国経済指標が良好であったことや日銀による金融緩和策の実施などにより円安基調で推移し、1ドル＝93円台で当連結会計年度末を迎えました。

このような状況の中、当社は、当社の外国為替証拠金取引におけるシステムの大規模な増強や取引スプレッドの狭小化、各種取引ツールの改善等により、顧客の取引コストの低減や利便性向上を行ってまいりました。これらの諸種の施策により、当連結会計年度末における当社の証券取引口座は86,284口座(平成21年3月末67,845口座)、外国為替証拠金取引口座は106,023口座(平成21年3月末55,887口座)となり、顧客基盤は更に拡大しました。

また、当社の子会社である株式会社フォレックス・トレードは、平成21年4月より営業を再開し、これに合わせたキャンペーンの実施やiPhone専用FXアプリの導入などの施策を行った結果、当連結会計年度末における口座数は26,602口座となりました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は 16,341 百万円（前連結会計年度比 102.3%増）、営業利益は 7,211 百万円（同 127.8%増）、経常利益は 7,213 百万円（同 128.2%増）、当期純利益は 3,976 百万円（同 111.2%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社は、顧客にオンラインで提供している金融商品取引サービスのシステムを自社で開発、運営しております。

当連結会計年度の設備投資額は総額で 878 百万円であります。

取引システムの処理能力の増強を行い器具備品およびリース資産が増加したほか、取引所直結や新規金融商品取引サービスのためのシステム開発費用をソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定に計上したためであります。

(3) 資金調達の状況

有価証券関連業における信用取引に係る保証金の差入れについては、自己資金及び金融機関からの短期借入金にて対応を行っております。また、外国為替証拠金取引業における、カバー先への証拠金の差入れについては、平成 21 年 8 月 18 日までは、エス・ジー・信託銀行株式会社が当該カバー先へ保証を行うことで、証拠金の代用する方式としておりましたが、同日より、保証元を株式会社三井住友銀行に変更するとともに、自己資金及び金融機関からの短期借入金を追加的に差し入れることで対応を行っております。

なお、当社は、効率的かつ安定的な資金調達を図るため、平成 21 年 9 月 30 日付で株式会社あおぞら銀行及び株式会社りそな銀行との間でそれぞれ 10 億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に係る借入実行残高は 20 億円であります。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

①顧客基盤の強化

当社は、設立（平成17年10月）から5年程度、子会社の株式会社フォレックス・トレードにおいても、営業の再開（平成21年4月）から1年程度しか経過しておらず、当社グループ各社はインターネット専業証券あるいは外国為替証拠金取引業者としては後発の業者に該当しております。そのような当社グループの今後の成長にとって、取引の基礎となる顧客基盤の構築は、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループは、顧客の取引コストを最大の差別化要因として捉えており、業界最低水準の取引コストでサービスを提供し続けることで、取引条件面での競争優位性を保持する方針ですが、業者間での取引条件の競争が厳しさを増しているため、取引条件といった定量的な価値に加え、ブランドや信用力といった定性的な要素が、顧客の維持・獲得においてその影響を増してくるものと判断しております。

そのため、当社グループでは、広告宣伝および広報活動による当社グループ各社および当社グループ各社の提供するサービスの認知度の向上、事業運営実績の着実な積み重ね、財務基盤の強化等により、顧客からの信頼感や安心感を高めることで、新規顧客の獲得や既存顧客のロイヤリティ向上を図る方針であります。

②システム基盤の強化

当社グループのサービスは、そのほとんどがオンラインで提供され、また取引はシステムによって処理を行っており、さらには顧客の取引可能時間が長い外国為替証拠金取引に加え、株式の夜間取引等も提供しているため、取引システムの安定的な稼働は事業運営に必要不可欠な条件であります。

当社は、自社にて取引システムの構築や運用管理を行うことで、顧客数および取引件数の増加に応じたシステム増強や、取引システムのメンテナンスを迅速かつ柔軟に実施してまいりました。今後も、顧客に対し快適な取引環境を提供するため、取引規模に応じた設備投資の継続的な実施やバックアップ体制の強化等、取引システムの安定性についてより一層の向上を図る方針であります。

③財務基盤の強化

当社グループ各社は、金融商品取引業者として金融商品取引業を営んでおりますが、業法である金融商品取引法では、法令に規定されるリスク量に対して一定の自己資本が求められております。また、顧客から預託を受けた金銭については、原則としてその全てを信託しているため、顧客との取引において生じる資金需要は全て自己負担で賄う必要があります。今後の企業規模

の拡大により、資金負担や所要自己資本額は増加していくため、より一層の財務基盤の強化が必要であると認識しております。

負債サイドでは、取引金融機関数および借入枠を拡大し、様々な資金調達経路を確保することで、資金負担の増加に備える方針です。資本サイドでは、内部留保の蓄積を基本としますが、株式公開による資本調達や劣後ローン等のメザンファイナンスの活用も考慮することで、より柔軟な財務戦略の採用と安定的な財務基盤の構築を行う方針であります。

④収益源の多様化

当社は、株式市況や競合他社の手数料競争の状況を鑑み、設立当初より株式の委託売買ビジネスに過度に依存しない収益構造を構築するべく、株価指数先物・オプション取引や外国為替証拠金取引等の株式取引以外のサービス提供に積極的に取り組んでおりました。

特に外国為替証拠金取引業では、市場規模の拡大に加え、当社の価格戦略が顧客の支持を集めた結果、当該事業における収益が大きく拡大し、当社グループの当連結会計年度における純営業収益の約 90%は、外国為替証拠金取引によるものとなっております。一方、有価証券関連業は、顧客基盤の拡大に伴い当該事業における収益は徐々に伸びてはいるものの、株式市況の長期的な低迷や手数料競争の激化により、その進捗は外国為替証拠金取引に比べると緩慢な状況であります。

また、平成 22 年 8 月 1 日より「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が施行され、外国為替証拠金取引業におけるレバレッジ規制が段階的に行われるため、当該取引に係る収益に一定の影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、外国為替証拠金取引業の強化を引き続き行う一方、投資信託および債券の取扱等、有価証券関連業における商品ラインナップ・サービスの一層の充実および C F D 取引（注）等の新規サービスの導入を行うことで、当社グループ全体の収益力を向上させるとともに、バランスの取れた収益構造の確立に努めてゆく方針であります。

（注）CFD とは「Contract for Difference」の略で、顧客と業者との間での相対による差額決済契約を言います。実際の取引形態はいわゆる証拠金取引であり、取引の対象となる資産としては、国内外の個別株式、株価指数、株価指数先物、原油や貴金属価格等があります。

⑤コンプライアンスおよび内部管理体制の強化

当社グループは適正な業務遂行にあたり、内部統制の重要性を強く認識しております。具体的な施策といたしましては、取締役会において「内部統制に関する基本方針」を定め、内部統制を確保するための基本的な体制を構築

しているほか、業務全般にわたる社内の諸規程を整備し、業務の適正性を図っております。また、内部監査室が内部監査を実施することで、業務の適正性を維持する体制を構築しております。リスク管理体制については、取締役会にて制定した「リスク管理規程」において、市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク等の各種リスクについて、管理方針および管理体制について定めており、各部門において適切に管理される体制を構築しております。また、定期的に、内部監査において各部門のリスク管理状況を監査しております。コンプライアンス体制につきましては、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令諸規則および当社諸規程を遵守するよう、役職員に指導をしております。

今後においても、顧客、取引先、株主等のステークホルダーや社会からより高い信頼を得るべく、コンプライアンス意識の一層の醸成や内部管理体制の更なる充実等に努める方針であります。

⑥優秀な人材の確保および維持

当社グループは、グループ内にてシステムエンジニアを確保し、取引システムの企画・開発・管理を行っておりますが、証券・金融におけるシステム開発のスキルを持った人材の希少性は高く、また、各種業務については、システム化やアウトソーシングを行うことで、人員を最小限に抑えた事業運営を実現しているため、当社グループ全体の事業運営に対して、スタッフ個々のパフォーマンスが与える影響は大きくなっております。

当社グループでは、スキルのあるシステム開発人員の確保は重要な経営課題であると認識しているため、成果主義的な評価・報酬体系の採用、年齢・経験・役職等にとられないスタッフの抜擢、各スタッフへの権限委譲によるモチベーションの向上等の様々な取り組みにより、魅力的な労働環境を構築しており、今後も、様々な人事施策を取り入れることで、競争力のある人材の確保・維持に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成18年度 第2期	平成19年度 第3期	平成20年度 第4期	平成21年度 第5期 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	—	—	8,079	16,341
経常利益 (百万円)	—	—	3,160	7,213
当期純利益 (百万円)	—	—	1,883	3,976
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	32,543.46	261.46
総資産額 (百万円)	—	—	55,865	89,979
純資産額 (百万円)	—	—	5,872	9,392
1株当たり純資産額 (円)	—	—	77,212.87	617.52

(注) 1. 第4期より連結計算書類を作成しておりますので、第3期以前の各数値は記載しておりません。
2. 第5期において1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額が大幅に減少しておりますのは、平成22年1月15日付で1株を200株に株式分割したことによるものであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成18年度 第2期	平成19年度 第3期	平成20年度 第4期	平成21年度 第5期 (当期)
営業収益 (百万円)	448	3,027	8,077	15,124
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,046	196	3,226	6,961
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△1,078	236	1,949	3,711
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△45,005.55	4,805.16	33,692.43	244.02
総資産額 (百万円)	17,926	29,088	55,938	88,101
純資産額 (百万円)	1,384	2,985	5,938	9,194
1株当たり純資産額 (円)	30,568.13	51,747.52	78,087.08	604.46

(注) 第5期において1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額が大幅に減少しておりますのは、平成22年1月15日付で1株を200株に株式分割したことによるものであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社フォレックス・トレード	430百万円	100.0%	金融商品取引業

③企業結合の成果

当社の連結子会社は、前述の重要な子会社1社であり、当連結会計年度の営業収益は16,341百万円（前連結会計年度比8,261百万円の増加、前連結会計年度比102.3%増）、当期純利益は3,976百万円（前連結会計年度比2,093百万円の増加、前連結会計年度比111.2%増）であります。

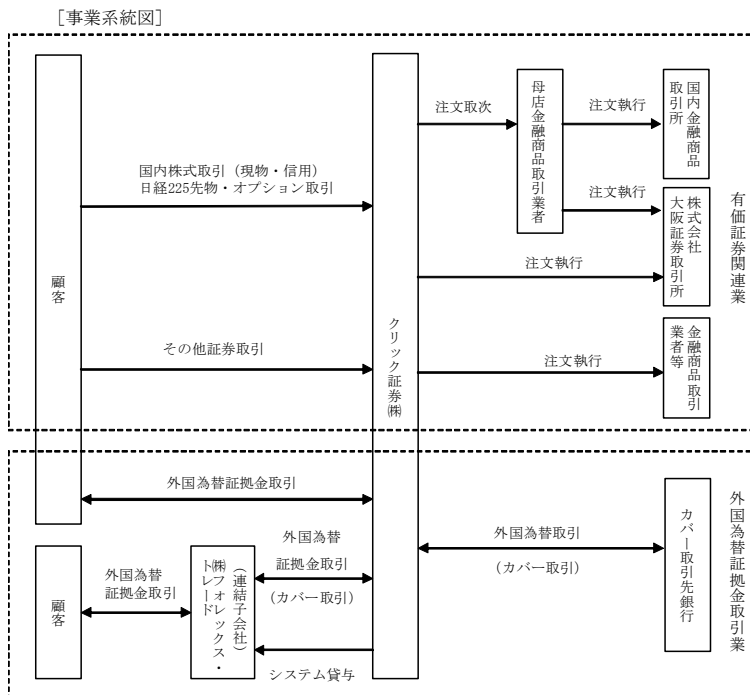
④その他

該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社1社（株式会社フォレックス・トレード）で構成され、各社とも金融商品取引業を主要な事業としております。当該事業においては、一般投資家に対する有価証券取引や外国為替証拠金取引等の金融商品取引サービスを、オンラインを中心として提供しております。

当社は株式・日経225先物・外国為替証拠金取引等の様々な金融商品を、統合された1つの取引プラットフォーム上にて提供しておりますが、連結子会社である株式会社フォレックス・トレードは、外国為替証拠金取引のみを志向する投資家に対し、当社とは異なったコンセプトの外国為替証拠金取引を、当社をカバー先とする専業会社の形態で提供しております。



※有価証券関連連業において、平成22年4月19日より顧客の注文を母店金融商品取引業者を通じず、取引所へ直接注文執行を行う体制へと移行しております。

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

本店：東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号

② 子会社

株式会社フォレックス・トレード（本店：東京都渋谷区）

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計年度末 従業員数	前連結会計年度末 比増減	平均臨時従業員数
	名	名	名
従業員数	103	21	3

(注) 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男子	74	10	31.2	1.9
女子	17	6	32.3	1.4
合計	91	16	31.4	1.8

(注) 1. 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

2. 従業員数が最近 1 年間に於いて 16 名増加しておりますが、主として事業の拡大による人員の増加によるものであります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高 (百万円)
立花証券株式会社	信用取引借入金	13,535
株式会社りそな銀行	短期借入金	2,500
株式会社あおぞら銀行	短期借入金	1,000
株式会社東京スター銀行	短期借入金	1,000
東京証券信用組合	短期借入金	500
株式会社みずほ銀行	短期借入金	200
オリックス信託銀行株式会社	短期借入金	168

(注) 当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、複数の金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りです。

貸出コミットメントの総額	2,000百万円
借入実行残高	2,000百万円
差引額	－百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 60,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 15,210,400 株

(注) 平成 22 年 1 月 15 日付の株式分割により、発行済株式の総数は 15,134,348 株増加いたしました。

(3) 株主数 1 名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
シティバンク香港・KSD・KDR・クリック証券（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	株 15,210,400	% 100.0

(注) KDR（韓国預託証券）の受託機関である韓国預託決裁院の株式名義人であり、その所有株式数は、発行されている当社KDRに相当する預託株式数であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成22年3月31日現在）

臨時株主総会決議の日	平成20年3月14日	
保有人数及び新株予約権の数		
当社取締役（社外取締役を除く）	3名	1,838個
当社社外取締役	一名	一個
当社監査役（社外監査役を除く）	一名	一個
当社社外監査役	一名	一個
計	3名	1,838個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	367,600株	
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 115,000円	
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使期間	平成22年3月19日から平成30年3月13日	
新株予約権の行使の条件	(別記1)	

(注) 平成21年12月30日開催の取締役会決議により、平成22年1月15日付で1株を200株に株式分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が1,838株から367,600株に変更になっております。

(別記1)

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員に地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権の相続は、これを認めない。

③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より3ヶ月が経過するまでは行使することができない。

④その他、新株予約権者が当社との間で締結する「新株予約権割当契約書」に規定されること。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できるものとする。

①新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合。

②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が当社株主総会で承認された場合。

③新株予約権者が当社との間で契約する「新株予約権割当契約書」の権利喪失事由に該当し、新株予約権を喪失した場合。

臨時株主総会決議の日	平成21年3月11日	
交付人数及び新株予約権の数		
当社取締役（社外取締役を除く）	3名	2,450個
当社社外取締役	一名	一個
当社監査役（社外監査役を除く）	一名	一個
当社社外監査役	一名	一個
計	3名	2,450個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	490,000株	
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり 118,000円	
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使期間	平成23年3月25日から平成31年3月24日	
新株予約権の行使の条件	(別記2)	

(注)平成21年12月30日開催の取締役会決議により、平成22年1月15日付で1株を200株に株式分割いたしました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が2,450株から490,000株に変更となっております。

(別記2)

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役もしくは従業員としての地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ②新株予約権の相続は、これを認めない。
- ③新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場し、上場した日より3ヶ月が経過するまでは行使することができない。
- ④その他、新株予約権者が当社との間で締結する「新株予約権割当契約書」に規定されること。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できるものとする。

- ①新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画の議案が当社株主総会で承認された場合。
- ③新株予約権者が当社との間で契約する「新株予約権割当契約書」の権利喪失事由に該当し、新株予約権を喪失した場合。

(2) 当事業年度中職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長（マーケティング・経営企画・経営管理・内部監査部門管掌）	高島 秀行	
取締役（システム部門管掌）	田島 利充	
取締役（業務・外国為替・コンプライアンス・コールセンター部門管掌、業務部長）	谷口 幸博	
取締役（マーケティング・経営企画・経営管理部門管掌）	原 好史	
取締役	野村 正光	有限会社熊谷正寿事務所取締役副社長
取締役	須藤 純正	
取締役	谷垣 康弘	
取締役	瓜生 健太郎	
取締役	李 俊範	
常勤監査役	竹村 泉一	
常勤監査役	阿部 敬次	
監査役	佐藤 明夫	
監査役	新居 克秀	

(注)

1. 会社法第2条第15号に定める社外取締役 野村正光、須藤純正、谷垣康弘、瓜生健太郎、李俊範
2. 会社法第2条第16号に定める社外監査役 竹村泉一、佐藤明夫、新居克秀
3. 監査役 新居克秀は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当該年度中の取締役及び監査役の異動

〈就任取締役〉

下記取締役は、平成 22 年 1 月 20 日開催の臨時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
谷垣康弘、瓜生健太郎、李俊範

〈就任監査役〉

下記監査役は、平成 21 年 4 月 1 日開催の臨時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
竹村泉一

〈退任取締役〉

下記取締役は、平成 22 年 1 月 20 日開催の臨時株主総会をもって、任期満了により退任いたしました。
なお、同氏の地位その他は退任時のものであります。
原好史

〈退任監査役〉

下記監査役は、平成 22 年 1 月 20 日開催の臨時株主総会をもって、任期満了により退任いたしました。
阿部敬次

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9 名	236 百万円	(うち社外	5 名	9 百万円)
監査役	4 名	21 百万円	(うち社外	3 名	15 百万円)

(注)

1. 取締役の報酬限度額は、平成 21 年 5 月 28 日開催の第 4 回定時株主総会において年額 500 百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成 21 年 4 月 1 日開催の臨時株主総会において年額 24 百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

取締役野村正光氏は、有限会社熊谷正寿事務所の取締役副社長を兼務しております。

同社と当社との間には、営業上の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

役職名	氏名	担当又は主な活動状況
取締役	野村正光	当事業年度中に開催の取締役会21回中20回に出席し、企業経営等の豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。
取締役	須藤純正	当事業年度中に開催の取締役会21回中18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役	谷垣康弘	選任後、当事業年度中に開催の取締役会5回全てに出席し、主にシステム関連企業経営等の豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。
取締役	瓜生健太郎	選任後、当事業年度中に開催の取締役会5回中3回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役	李俊範	選任後、当事業年度中に開催の取締役会5回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役	竹村泉一	当事業年度開催の取締役会には21回全てに、また、監査役会15回全てに出席し、主に上場企業の管理部門における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐藤明夫	当事業年度開催の取締役会21回中18回に、また、監査役会15回中11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監査役	新居克秀	当事業年度開催の取締役会21回全てに、また、監査役会15回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成 21 年 7 月 1 日付で有限責任監査法人に移行したことにより有限責任監査法人トーマツとなりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円 (注)
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の金額	51百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に準じた監査の報酬等を含んでおります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外に、「顧客資産の分別保管に対する検証業務」、「財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務」、「国際財務報告基準 (IFRS) 助言・指導業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、当社取締役会は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会を月次で定時開催し、又は必要に応じて臨時開催して、取締役の職務の執行が法令、定款、社内規程等に基づく適法性及び経営判断の妥当性を満たすよう、取締役相互の牽制を図る。
 - (2) 取締役の各期の業績に対する経営責任を明確にするために取締役の任期を1年と定める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会等の重要な会議の記録や、各取締役がその職務権限に基づいて決裁した稟議等の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令や「文書管理規程」に基づき、管理・保存する。
 - (2) 保存書類は、取締役、監査役及び会計監査人の閲覧要請があった場合、遅滞なく閲覧できる状態にて管理・保存する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、市場リスク、取引先リスク、基礎的リスク等を計数的に把握する。
 - (2) 自己資本規制比率を日次で算出・検証し、毎月末の自己資本規制比率を取締役に報告を行う。
 - (3) 自然災害、事故、システム障害等の不測の事態が発生し、通常の事業活動が中断した場合に、重要な資産の保全と短期間での事業の回復を図るため、事業継続計画、障害対応マニュアルを定める。
 - (4) 不測の事態によりリスクが発現し、又は発現するおそれを生じた場合は、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置し、改善対応を行い、かつ再発防止策を講じる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の専決事項以外の事項について迅速に意思決定を行うため、取締役会とは別に経営会議を設置する。また、当該経営会議において、取締役会の議論を充実させるべく取締役会議事事項に関する事前審議も行う。
 - (2) 顧客との取引、顧客管理、社内の情報管理については、合理的なシステム化を行い、不断の改善に努める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 内部監査部門は定期的に内部監査を行い、使用人の職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかどうかを確認する。
 - (2) 各営業所単位において、法令、社内規程を遵守させるために、営業責任者と内部管理責任者を配置する。
 - (3) 各職員がコンプライアンスに対する理解を深め、法令順守を徹底すべく、「コンプライアンス・マニュアル」を制定・実施する。
6. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - (1) 企業集団の業務の健全かつ適切な運営の確保とともに事業の発展を図るため、関係会社についての管理方針を定めた社内規程「関係会社管理規程」を制定する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役は、監査役の職務を補助する使用人を任命できる。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事について、必要に応じて意見を述べることができる。
 - (2) 当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令を受けない。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等の報告を行う。但し、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況については速やかに報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会に出席し意見陳述を行うとともに、その他の取締役が意思決定を行う重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監督する。
 - (2) 監査役は、内部監査の状況について随時報告を求めることができる。また、稟議書や業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	85,779	流 動 負 債	78,436
現金及び預金	5,709	信用取引負債	22,653
預託金	41,824	信用取引借入金	13,535
信用取引資産	22,653	信用取引貸証券受入金	9,117
信用取引貸付金	13,535	預り金	5,023
信用取引借証券担保金	9,117	受入保証金	41,060
立替金	36	受取差金勘定	469
短期差入保証金	10,736	外国為替証拠金取引顧客差金	379
支払差金勘定	3,634	外国為替証拠金取引自己差金	89
外国為替証拠金取引顧客差金	3,573	短期借入金	5,368
外国為替証拠金取引自己差金	60	リース債務	42
前払費用	267	前受金	1
未収入金	642	未払金	369
未収収益	99	未払費用	887
繰延税金資産	191	未払法人税等	2,562
その他	20	固 定 負 債	125
貸倒引当金	△35	リース債務	115
固 定 資 産	2,322	その他	9
有 形 固 定 資 産	622	特 別 法 上 の 準 備 金	345
建物	102	金融商品取引責任準備金	345
器具備品	364	負 債 合 計	78,907
リース資産	155	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	790	株 主 資 本	9,194
のれん	129	資本金	3,030
商標権	0	資本剰余金	1,907
ソフトウェア	530	資本準備金	1,907
ソフトウェア仮勘定	129	利益剰余金	4,256
投 資 そ の 他 の 資 産	908	その他利益剰余金	4,256
投資有価証券	100	繰越利益剰余金	4,256
関係会社株式	500		
出資金	1	純 資 産 合 計	9,194
長期差入保証金	137		
破産更生債権等	88	負 債 純 資 産 合 計	88,101
長期前払費用	169		
貸倒引当金	△88		
資 産 合 計	88,101		

損 益 計 算 書

〔 平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		15,124
受入手数料	2,235	
トレーディング損益	12,053	
金融収益	811	
その他の営業収益	24	
金融費用		725
純営業収益		14,399
販売費及び一般管理費		7,457
取引関係費	3,915	
人件費	1,018	
不動産関係費	960	
事務費	928	
減価償却費	423	
租税公課	144	
貸倒引当金繰入額	15	
その他	51	
営業利益		6,941
営業外収益		20
営業外費用		0
経常利益		6,961
特別損失		225
金融商品取引責任準備金繰入れ	131	
固定資産除却損	71	
その他	23	
税引前当期純利益		6,735
法人税等		3,023
法人税、住民税及び事業税	3,076	
法人税等調整額	△52	
当期純利益		3,711

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金		
平成21年3月31日残高 (百万円)	3,030	1,907	1,000	5,938	5,938
当期変動額					
剰余金の配当			△456	△456	△456
当期純利益			3,711	3,711	3,711
当期変動額合計 (百万円)	—	—	3,255	3,255	3,255
平成22年3月31日残高 (百万円)	3,030	1,907	4,256	9,194	9,194

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は「会社計算規則」（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券の評価基準及び評価方法
- イ. トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）
時価法を採用しております。
 - ロ. トレーディング商品に属さない有価証券
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

- ②デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| 器具備品 | 4年～20年 |

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を行っております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金及び準備金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 175 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客との間で行われる外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上の外国為替証拠金取引顧客差金に計上しております。

また、顧客からの預り資産は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 143 条第 1 項第 1 号に定める方法により区分管理しており、これを貸借対照表上の預託金に計上しております。

②カウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

カウンターパーティーとの間で行われる外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上の外国為替証拠金取引自己差金に計上しております。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用として計上し、法人税法の規定により 5 年間で均等償却しております。

(6) 表示方法の変更

①従来、顧客との間で行われる外国為替証拠金取引の評価損益は、顧客毎の損益の合計額を相殺した純額を支払差金勘定外国為替証拠金取引顧客差金又は受取差金勘定外国為替証拠金取引顧客差金として計上していましたが、詳細なデータの入手が可能となったため当期より顧客毎の評価損の合計は支払差金勘定外国為替証拠金取引顧客差金とし、評価益の合計額は受取差金勘定外国為替証拠金取引顧客差金として総額で計上しております。この結果従来の方法によった場合に比べて、当事業年度末の支払差金勘定外国為替証拠金取引顧客差金及び受取差金勘定外国為替証拠金取引顧客差金がそれぞれ 379 百万円増加しております。

②従来、顧客との間で行われる外国為替証拠金取引の未受渡決済損益は、顧客毎の損益の合計額を相殺した純額を未収入金又は未払金として純額で計上していましたが、詳細なデータの入手が可能となったため当期より顧客毎の未受渡決済損の合計額は未収入金とし、未受渡決済損益の合計は未払金として総額で計上してあります。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度末の未収入金及び未払金がそれぞれ 151 百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価額

①差入れている有価証券の時価額	
信用取引貸証券	9,756百万円
信用取引借入金の本担保証券	13,866百万円
差入保証金代用有価証券	6,012百万円
②差入れを受けている有価証券の時価額	
信用取引貸付金の本担保証券	13,866百万円
信用取引借証券	9,756百万円
受入保証金代用有価証券	29,529百万円

(2) 担保に供されている資産

①担保に供している資産	
現金及び預金	700百万円
②担保に係る債務	
銀行による保証額	2,500百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	26百万円
器具備品	233百万円
リース資産	22百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	54百万円
--------	-------

(5) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	110百万円
長期金銭債務	9百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額	24百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	17百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	50百万円
一括償却資産償却超過額	10百万円
未払事業所税	1百万円
未払事業税	185百万円
金融商品取引責任準備金繰入超過額	140百万円
繰延資産償却超過額	22百万円
その他	8百万円
評価性引当額	△228百万円
繰延税金資産合計	191百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	0.0%
評価性引当額	2.1%
その他	1.4%
小計	4.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.9%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

外国為替証拠金取引システムにかかる電子計算機設備等(器具備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具備品	247	180	67
ソフトウェア	281	225	56
合計	528	405	123

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	99百万円
1年超	32百万円
合計	131百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	116百万円
減価償却費相当額	107百万円
支払利息相当額	6百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	
									未収入金	期末残高
子会社	株式会社アオレックス・トレード	東京都渋谷区	430百万円	金融商品取引業	(所有) 直 100.0	接 外国為替証拠金取引等	外国為替証拠金取引(注1)(注2)	—	未収入金	19
									外国為替証拠金取引顧客差金	0

(注) 1 取引条件は市場相場を勘案して合理的に決定しております。

2 反復的かつ多額な取引であるため、期末残高のみを開示しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等(人)	事業上の関係				
主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	有限会社熊谷正寿事務所	東京都港区	3,000	有価証券の保有及び管理	—	1名	担保提供	担保提供料の支払(注)	54	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

担保提供料率は市場相場を勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 604円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 244円02銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月30日

クリック証券株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
公認会計士 吉村 孝郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員
公認会計士 岡田 雅史 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クリック証券株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月18日

クリック証券株式会社 監査役会

常勤監査役 竹村 泉 一 印

監査役 佐藤 明 夫 印

監査役 新居 克 秀 印

株主総会会場ご案内図

会場 青山ダイヤモンドホール 1階「ダイヤモンドルーム」
〒107-0061 東京都港区北青山三丁目6番8号
TEL (03) 5467-2111 (代表)



交通のご案内 ● 京メトロ 銀座線 } 表参道駅B5出口直結
半蔵門線 }
千代田線 }
● J R 山手線 原宿駅下車徒歩10分